

令和6年第5回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年5月27日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第5回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年5月27日（月） 午後3時00分から午後3時23分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第5回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第5回朝霞市農業委員会総会

令和6年5月27日（月）

午後3時00分から

午後3時23分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

16番 高野 政江 委員 17番 浅川 秀雄 委員

3 提出議案

議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第13号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

4 諸報告

（1）報告第5号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	石原 実
委	員	富岡 勇一
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

委	員	高橋 秀明
---	---	-------

事務局

事	務	局	局	長	大瀧 一彦
事	務	局	局	次 長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門 員	山根 浩
事	務	局	主	任	根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第5回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第5回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

沖縄や奄美地方では梅雨入りしたということですが、関東や東北の方は来月の初旬から中旬にかけて梅雨入りするのではないかとと言われております。当然、梅雨の期間中は雨が多いのはわかっているのですが、線状降水帯だとかゲリラ豪雨みたいなのがありまして、大変な被害を受けるときもあるわけではございますが、皆様におかれましても作物等、被害を受けないように、また、畑の土の流出などもかなりありますので十分に前もって対策を取っていただければと思います。

それでは、本日も提出議案が4議案ございますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

16番 高野 政江委員と17番 浅川 秀雄委員のお二人をお願いいたしま

す。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第10号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

令和6年5月27日提出

番号1

土地の所在地

・大字下内間木字■■■■■■■■■■

登録地目、田、現況地目、畑

登記面積、141平方メートル

申請人

朝霞市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■ ■■

転用目的及び施設の概要、貸駐車場

農地区分、2種

調査説明委員、蕪木 勝美 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第10号につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は5月16日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、許可日から1か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請地の東側に製本関係の会社が来ることになり、その従業員から通勤時の駐車場として申請地を貸してほしいと要望があったほか、それ以外の近隣の会社の従業員からも同様の要望があったため、需要が見込めると考え、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、申請地の近隣の会社の従業員から、申請地を駐車場として借りたいとの要望があったものであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲には農地がないことから、被害防除は不要であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。北朝霞駅東口の北朝霞駅交差点を右折して産業文化センター方面に約250メートル進み、浜崎分署前交差点を左折し、丁字路交差点にぶつかるまで340メートル程進みます。丁字路を左折して130メートル程進み、浜崎3交差点を右折したら1,230メートル程進んだら内間木公民館前交差点を左折します。その後、520メートル程進んだら上内間木交差点を右折し、590メートル程進んだところで左折し、80メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第10号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは5ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和6年5月27日提出

番号1

土地の所在地、上から順に申し上げます。

- ・大字溝沼字■■■■■■■■■■
- ・大字溝沼字■■■■■■■■■■
- ・大字溝沼字■■■■■■■■■■

登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

■■■■■■ 田、畑 200平方メートル

ている駐車場が今後使えなくなることから代替地が必要ということで譲受人に相談があり、また、自動車整備及び貨物運送業を営む業者1社からも、従業員の通勤車両及び自社車両をすべて置くことができる駐車場に移転したいとのことで譲受人に相談があったことから、需要があると考え、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲には農地がないうえ、ブロックを設置するとのことから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、6ページをご覧ください。朝霞台駅南口からサミットストア方向に300メートル進み、朝霞台駅入口交差点を左折して260メートル程進んだら弁財坂下交差点を右折します。1,120メートル程進むと右手に西朝霞公民館に着くので、そこで左折します。そのまま100メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第11号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第11号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第12号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは9ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和6年5月27日提出

番号1

土地の所在地、上から順に申し上げます。

- ・大字上内間木字■■■■■■■■■
- ・大字上内間木字■■■■■■■■■

登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

- 田、畑 1,904平方メートル
- 田、畑 575平方メートル

借受人

東京都千代田区■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■

貸出人

朝霞市仲町■■■■■■■■■■■
■■■ ■■■

転用目的及び施設の概要、車両置場
農地区分、2種

調査説明委員、渋谷 昇 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第12号につきまして、渋谷 昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は5月20日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、許可日から2か月で行い、権利事由は許可日から5年間の賃借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は申請地の隣地に営業所があり、事業を拡張する計画があることから譲渡人に相談があり、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲には農地がないことから、被害防除は不要であると考えます。

申請地の位置ですが、10ページをご覧ください。北朝霞駅東口の北朝霞駅交差点を右折して産業文化センター方面に約250メートル進み、浜崎分署前交差点を左折し、丁字路交差点にぶつかるまで340メートル程進みます。丁字路を左折して130メートル程進み、浜崎3交差点を右折したら1,230メートル程進んだら内間木公民館前交差点を左折します。その後、520メートル程進んだら上内間木交差点を右折し、410メートル程進んだところで右折し、70メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第12号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第12号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第13号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは、13ページを御覧ください。

議案第13号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について。

令和6年5月27日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」第37条で定める「情報の公表」に基づいているものとなります。

その中で、農業委員会の事務の実施状況等について毎年度、活動計画を作成し、翌年の6月頃にその活動に対する点検・評価をし、公表するものとなっています。

本日の総会において審議後、さいたま農林センター及び埼玉県農業会議の確認を受けた後、市ホームページに掲載することとさせていただいております。

それでは、資料についてご説明いたします。

令和5年度の点検・評価においては、14ページに農業委員会の状況、15ページに担い手への農地の利用集積・集約化、16ページに遊休農地に関する措置に関する評価、17ページに最適化活動強化月間における実績や新たに農業経営を営もうとする者の参入促進など農業委員会の活動実施状況を記載しています。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。よろしく願いいたします。

○高橋会長

では、議案第13号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第13号につきましては、許可と決しました。

次に、諸報告を行います。報告第5号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、6月25

日（火）午後3時からです。場所は、市役所別館5階、大会議室奥となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第5回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

16番 高野 政江 委員

17番 浅川 秀雄 委員

令和6年6月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員